

資源物等の持ち去りに対する禁止命令違反をした者の告発について

千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例（指定廃棄物の収集又は運搬の禁止等）に違反し、過去に資源物等の持ち去りを行い、禁止命令書を交付されていた者が、再度持ち去りを行ったことから、平成30年9月20日付で千葉中央警察署に告発しましたので、お知らせいたします。

なお、今回の告発は、平成30年度において1件目、これは本市において8件目の事例となります。（H26年度3件、H27年度1件、H28年度1件、H29年度2件）

1 告発の概要

(1) 経緯

平成26年7月26日 資源物等（不燃ごみ）の持ち去り現認

平成26年7月30日 禁止命令書交付

平成30年5月12日 資源物等（不燃ごみ）を持ち去り再現認

(2) 今回の持ち去り内容

対象者	持ち去った場所	持ち去った 排出物	持ち去った日
中央区在住 60歳	千葉市中央区今井町1378番3 ごみステーション	不燃ごみ (電源コード1本)	平成30年 5月12日

2 今後の対応

資源物等の持ち去りに関する市民からの情報提供を活用しながら、市職員によるパトロールや定点監視を行うとともに、持ち去りを発見した場合においては、適切な注意・指導を実施いたします。

また、これからも安定的かつ継続的に家庭廃棄物の適正処理を行っていくとともに、市民の皆様のリサイクル意識の低下を招く恐れのある持ち去りの撲滅に努めてまいります。